

議員提出議案第 1 号

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和4年 2月 2日提出

伊賀南部環境衛生組合議会議員
同

吉住美智子
中谷一彦

理 由

会議における議員の質疑回数制限を撤廃しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第51条中「第43条（質疑の回数）及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。